

学校法人新潟平成学院 財務情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、私立学校法第47条第2項及び学校法人新潟平成学院寄附行為第36条第2項に基づき、法人が財務情報を閲覧に供し、または開示する場合（以下、「財務情報の公開」という。）に必要な事項を定めるものとする。

(公開の書類等)

第2条 財務情報の公開において対象となる財務関係書類は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 資金収支計算書
- (4) 活動区分資金収支計算書
- (5) 事業活動支計算書
- (6) 事業報告書
- (7) 監査報告書

(公開の請求権者)

第3条 財務情報の公開を請求できる者は、法人との間で法律上の権利義務関係を有する者（以下、「利害関係人」という。）とし、つぎの各号に定める者とする。

- (1) 法人の設置する学校に在学する学生およびその保護者
- (2) 法人の設置する学校に入学する意思（学費の入金）が明確に確認できる者
- (3) 法人と雇用関係にある者
- (4) 法人に対する債権者または抵当権者
- (5) その他、法人が利害関係人と認めた者

(公開の方法)

第4条 財務情報の公開は、閲覧による方法を原則とする。

(公開の申請手続き等)

第5条 財務情報の公開を請求する者は、所定の申請書に住所、氏名、その他必要な事項を記入のうえ、法人（受付は会計課）に提出しなければならない。ただし、その際に、本人を確認できる書類の提示を要するものとする。

(閲覧日の通知)

第6条 法人は、前条の申請書に基づき、閲覧を請求する者に閲覧日を通知する。

(禁止行為)

第7条 閲覧する者は、当該書類を汚損し、若しくは毀損し、または定められた閲覧場所以外に持ち出してはならない。

2 閲覧する者は、当該書類を複写、撮影等してはならない。

(閲覧の停止または禁止)

第8条 法人は、書類を閲覧し、または閲覧しようとする者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止し、または禁止することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 担当者の指示に従わないとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (4) その他、本規程に違反したとき。

(閲覧の拒絶)

第9条 私立学校法第47条第2項に基づき、つぎの各号のいずれかに該当するときは、閲覧を拒絶できるものとする。

- (1) 所定の閲覧時間外または休業日に請求がなされた場合。
- (2) 法人を誹謗中傷することを目的とするなど、不法・不当な目的である場合。
- (3) 公開すべきでない個人情報が含まれる場合。
- (4) その他、法人が公開すべきでない判断する正当な理由がある場合。

(閲覧場所・時間)

第10条 閲覧場所は、法人事務局会計課（新潟市西区みずき野）とする。

2 閲覧時間は、法人が業務を行う日の午前9時30分から午後4時30分までの間で相当な時間とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。